

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

| 支出元府省 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直し場合はその内容) | |
|-------|------------------|--|-----------|--|---------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|---|---|
| | | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | | 継続支出の有無 | |
| 内閣府 | 平成29年度道路情報に関する業務 | 支出負担行為担当官 沖繩総合事務局 開発建設部長 成瀬 英治 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成29年4月3日 | 公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 | 2010005004175 | 予算決算及び会計令第102条の4第3号 道路交通情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。 | 12,750,000 | 12,750,000 | 100.0% | — | 公財 | 国認定 | 1 | | 道路交通情報に関する業務については、道路利用者へ道路交通情報を提供するために必要な業務であり、削除すると道路交通情報提供に大きな支障となる。 (公財)日本道路交通情報センターは道路交通法第109条の2の規定に基づき、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする法人として、交通情報の提供に関して事務の委託を受けた唯一の団体であり、道路交通情報収集業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。 | 有 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。